

(財) 大阪府埋蔵文化財協会調査報告書 第2輯

近畿自動車道和歌山線建設に伴う

# 別所遺跡

— 試掘調査報告書 —

1985

大阪府教育委員会  
財団法人 大阪府埋蔵文化財協会

## 序 文

関西国際空港の建設が具体的日程にのぼる過程で、当該地域に分布する文化財の保護と調査をめぐる問題が大きく浮かび上がってきた。そこでいろいろな方法が検討されたが、本府教育委員会の機能を補完し、事業を執行する機関として財団法人大阪府埋蔵文化財協会を設立し、空港関連事業にかかる埋蔵文化財の発掘調査をおこなうものとした。

ここに報告する別所遺跡をはじめ近畿自動車道和歌山線建設に伴う試掘調査はその嚆矢となる。本遺跡は分布調査の結果に基づいて試掘調査を実施したものであるが、顕著な遺構・遺物は検出されなかった。したがって道路予定地内における今後の発掘調査は必要ないと判断したものである。

今後空港関連事業の進展につれ、この方面の埋蔵文化財の状況が一層明らかになり、その保護についても対応が必要になると思われる。財団法人大阪府埋蔵文化財協会ともども全力を尽くしていく所存である。大方のご支援、ご鞭撻をお願いするものである。

昭和60年7月31日

大阪府教育委員会事務局文化財保護課長

吉房康幸





## 序 文

本協会は、昭和60年4月1日大阪府の全額出損によって法人として設立されたもので、事業目的として、関西国際新空港建設に伴う各種公共事業に先立つ埋蔵文化財発掘調査事業を大阪府教育委員会の指導のもとに実施することとなっております。

今回、試掘調査を実施いたしました別所遺跡は、協会発足後、最初に手掛けた調査のひとつであります。

別所遺跡は、泉州方面の山側を通過する近畿自動車道和歌山線の道路建設予定地内に所在し、今までには調査はほとんどおこなわれずに現在に至っているため、日本道路公団大阪建設局との協議により、遺跡の性格等を確認するためにまず試掘調査を実施したうえその後の調査を検討することとなり、調査を実施したものであり、その結果、遺構・遺物を検出することが出来ず、道路予定地内では今後の調査は、必要ないとの結論を得たものであります。

本調査を実施するにあたり、日本道路公団大阪建設局、岸和田工事々務所、泉南市教育委員会、その他地元関係者に多大のご協力、ご支援をいただいたことに深く謝意を表します。今後も本協会の調査事業にご支援、ご指導願います。

昭和60年7月31日

財団法人 大阪府埋蔵文化財協会

理事長 黒田幸雄

# 例 言

1. 本所は近畿自動車道和歌山線建設に伴う発掘調査のうち、<sup>せんなん</sup>泉南市別所に所在する別所遺跡の試掘調査報告書である。
2. 調査は日本道路公団の委託を受けて、大阪府教育委員会の指導のもと財団法人大阪府埋蔵文化財協会が実施した。
3. 調査は財団法人大阪府埋蔵文化財協会調査課第3班（班長 渡辺昌宏）が担当し、技師 宮野淳一が現地調査にあたった。調査は昭和60年6月1日に着手し、同年7月31日に終了した。
4. 調査の実施にあたっては、日本道路公団岸和田工事事務所及び泉南市教育委員会の協力を得たほか、藤田正篤氏の教示を得ることができた。
5. 本書に使用した地区割の呼称は、国土座標を基準にした本協会独自の命名によるものである。
6. 本書には今回得られた遺物のほか、藤田正篤氏採集の遺物も併せて記載した。
7. 本書の執筆、編集は宮野が担当した。なお、「I. 調査に至る経過」については調査課課長 井藤 徹が担当した。

## 本文目次

序文

序文

例言

|                  |    |
|------------------|----|
| I. 調査に至る経過 ..... | 1  |
| II. 遺跡の環境 .....  | 1  |
| III. 調査成果 .....  | 5  |
| IV. まとめ .....    | 11 |

## 挿図目次

|                      |      |
|----------------------|------|
| 第1図 別所遺跡地区割図 .....   | 3    |
| 第2図 周辺遺跡分布図 .....    | 4    |
| 第3図 トレンチ配置図 .....    | 6    |
| 第4図 トレンチ断面図(1) ..... | 7～8  |
| 第5図 トレンチ断面図(2) ..... | 9～10 |
| 第6図 別所遺跡採集の遺物 .....  | 12   |

## 図版目次

図版1 別所遺跡航空写真

図版2 a. 遺跡遠景 b. 第1・2トレンチ全景

図版3 a. 第3トレンチ全景 b. 第5トレンチ全景

図版4 a. 第6トレンチ全景 b. 別所遺跡遺物散布地(別所廃寺)

図版5 遺物

## I. 調査に至る経過

昭和30年代後半、大阪府南部と和歌山県との交通量増加に対応するため新たに道路建設が計画され、昭和47年頃から高速自動車道の路線について検討が始められた。

昭和49年度、近畿自動車道和歌山線予定路線内、幅約1km、延長約30km近くの埋蔵文化財分布調査が大阪府教育委員会で実施された。その結果、阪南町から堺市にかけて約60ヶ所の遺跡、遺物散布地等が判明した。大阪府教育委員会と日本道路公団大阪建設局との保存協議の結果、10ヶ所の遺跡、遺物散布地に路線が通過することになった。さらに、近畿自動車道和歌山線として、松原市一阪南町間の埋蔵文化財の確認を行なったところ、24ヶ所の遺跡、遺物散布地が所在することが確認された。その後、昭和56年度に調査方法等について協議が行なわれ、昭和57年度に松原市、美原町、熊取町に所在する遺跡の範囲確認調査が、(財)大阪文化財センターで実施され、昭和59年度より、松原市、美原町、熊取町所在遺跡の発掘調査が開始された。

昭和60年4月、本協会が発足し、路線内の7ヶ所の遺跡の発掘調査を実施する予定となり、本年度は別所遺跡を始め4ヶ所の遺跡の試掘調査を行なうこととなったものである。

## II. 遺跡の環境

別所遺跡は大阪府の南部、泉南市別所に所在する遺跡である。泉南市の南半は丘陵地帯となっており、和泉山脈に連なり、和歌山県と接している。遺跡はこの丘陵地帯、標高70m～100mの尾根に位置する。特に遺物散布が密に見られるのは標高70m～78mの、南から北にのびた尾根先端部分である。

遺跡の前面には現在は水田が拡がり、北側に別所の集落が存在している。遺跡尾根上から北方を望むと、低い丘陵地帯を隔てて市街地があり、さらに大阪湾から淡路島を望むことができる。北東方向には六甲山地が連なっている。

「別所」は江戸時代の和泉国日根郡内の村名であるが、九条家文書の和泉日根莊田畠在  
家等注文案（文暦元年〔1234年〕12月2日付）に『一、栗林壱一所〈別所林〉』とあり、  
すでに鎌倉時代前半期に「別所」の地名が存在し、和泉国日根郡日根莊に属していたこと  
がわかっている。<sup>(1)</sup> 日根莊は摂関家である九条家の所領として文暦元年11月に立券されたもので、16世紀中葉まで領主としての支配が続いた。日根莊には日根野村、入山田村、井原

村、鶴原村の4村があったが、日根野村については正和5年（1316年）に作成された「日根野村絵図」が残り、また「日根野村近隣絵図」も遺存しており、当時の状況を知る資料となっている。日根荘についても、井原村、入山田村の預所職から勢力を伸張させた在地土豪の日根野氏が、南北朝期に足利方に組したことから、土丸城、櫻井城などを中心に争乱の舞台となったため、残された文献は多い。しかし、別所周辺の状況について記されたものはない。<sup>(2)</sup>従って、後項に述べるように別所遺跡は平安時代後期から鎌倉時代を主体とした寺院関係の遺構と考えられるが、その存在を示すような史料は現存していない。

別所遺跡周辺の遺跡を見ると、丘陵地帯には周知された遺跡は少なく、近畿自動車道予定地内の分布調査で発見された向井池遺跡（泉佐野市）、滑瀬遺跡（泉南市）が知られているにすぎない。両遺跡とも今回、(財)大阪府埋蔵文化財協会による試掘調査を実施したが、とくに滑瀬遺跡では弥生時代後期から中世にかけての遺物・遺構を検出することができた。

丘陵地端部から沖積地に至る低地部にかけては多くの遺跡が存在している。

縄文時代に属する遺跡では、別所遺跡の北方2kmに三軒屋遺跡（泉佐野市）がある。三軒屋遺跡は櫻井川右岸の微高地に立地する後期から晩期にかけての聚落遺跡である。海嘗宮池遺跡（泉南市）では木葉形尖頭器が採集されている。

弥生時代の遺跡では、男里遺跡、向井山遺跡、孤池遺跡、新家オドリ山東・南遺跡（泉南市）などがある。男里遺跡は男里川右岸の自然堤防から氾濫原にかけて発達した後期を主体とする遺跡で、中世まで継続している。男里遺跡の東南方向、経塚山の斜面からは銅鐸（外縁紐式）が出土している。

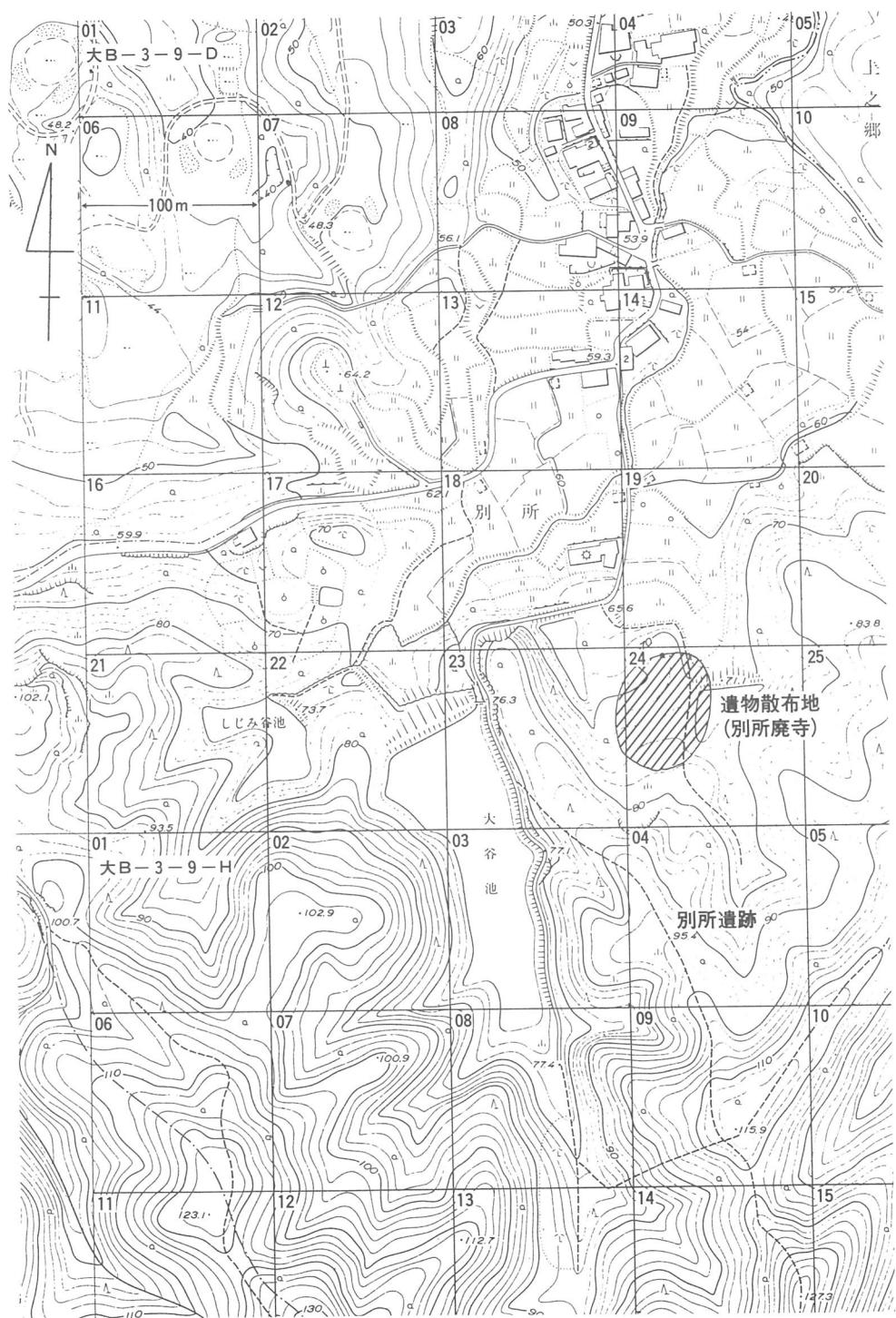
古墳時代では丘陵端部に、フキアゲ山東古墳群（5世紀）、新家古墳群・兎田古墳群（6世紀）が造営されている。

寺院では白鳳期の創建とされる海会寺、平安時代から鎌倉時代にかけての林昌寺、光平寺等がある。

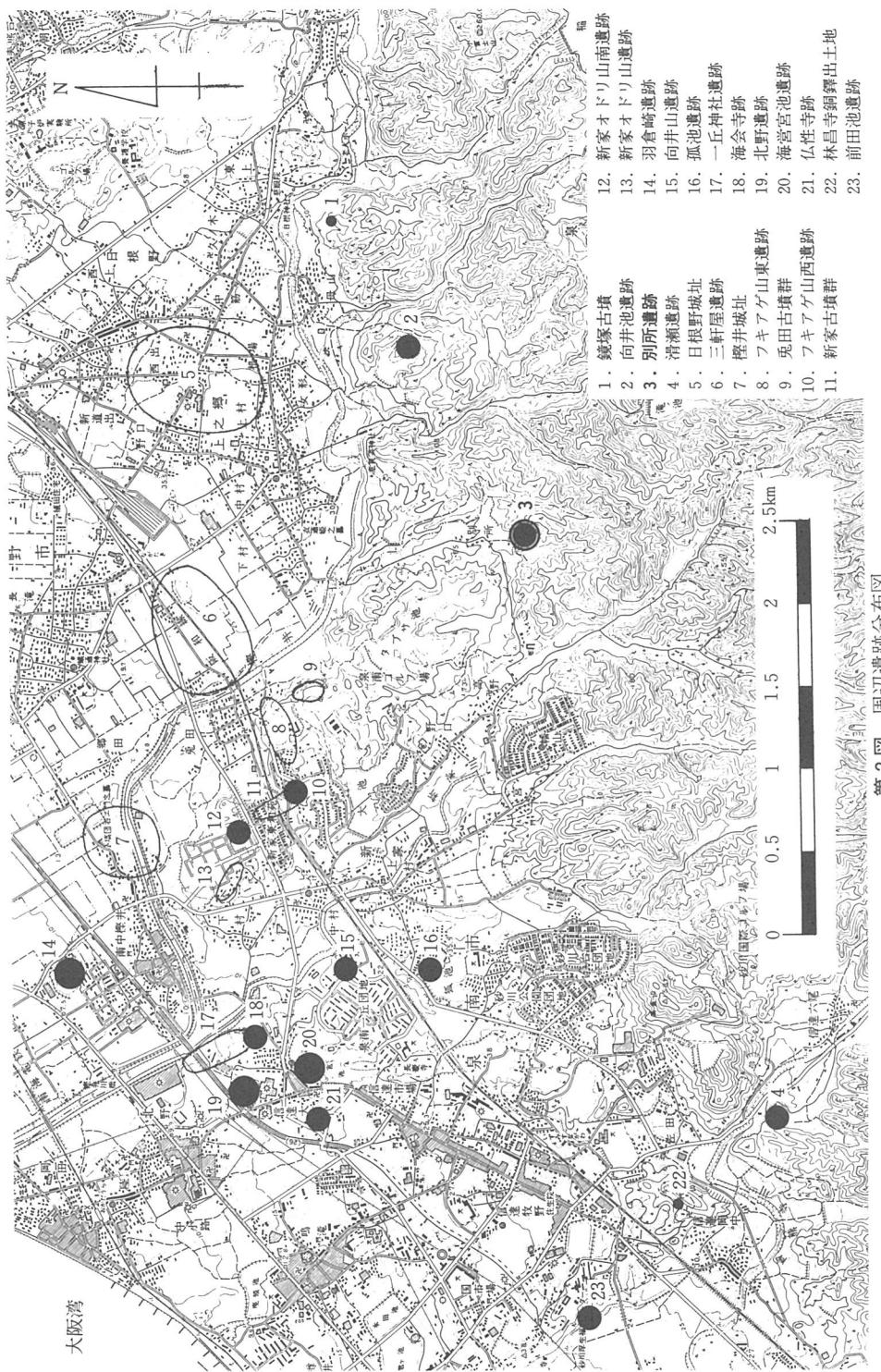
分布図でもわかるように、別所周辺には現段階で周知された遺跡は存在しない。現状では別所遺跡の遺物を歴史環境の中に組み入れていくのは困難な作業と言わざるを得ない。

註1. 『角川日本地名大辞典』27 大阪府 角川書店 昭和58年 による。

註2. 日根荘の動向については、『大阪府史』第3巻（中世編Ⅰ）、第4巻（中世編Ⅱ）に詳しく述べられている。



第1図 別所遺跡地区割図



第2図 周辺遺跡分布図

### III. 調査成 果

今回の試掘調査では、遺跡の立地が丘陵地であることから、尾根筋と谷筋に沿って幅2mのトレンチ8本を設定した。トレンチの総延長は222mに及ぶ。その結果、第2トレンチから瓦片を1点検出したのみで、他には何らの遺構・遺物とも確認できなかった。

しかし、調査区外では瓦片、土器片を採集することができた。これについては次章に記載する。以下、各トレンチの概略を示す。

**第1トレンチ** 尾根筋に設定。延長30m。標高T.P.95m～100.2m。基本的に表土直下に地山層が露呈するが、部分的に2.5Y $\frac{1}{4}$ シルト層を間層として挟む。遺物包含はない。

**第2トレンチ** 第1トレンチ上位斜面に設定。延長17m。標高T.P.95.5m～100.8m。斜面下位に10YR $\frac{1}{2}$ 細礫混シルトが堆積するほかは表土直下地山層である。トレンチ北端（最上位）の表土下層で瓦片1点を検出した。瓦は平瓦の破片で色調5Y $\frac{2}{3}$ （淡黄）を呈し、0.1mm～最大5mmの白色・灰色砂粒が比較的多く混じる。焼成はやや軟である。

**第3トレンチ** 谷筋に設定。延長30m。標高T.P.83.5m～99.1m。表土直下に10YR $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{5}{6}$ のシルト混礫層が厚く堆積している。これは岩盤の風化礫が崩落し、堆積したものと判断できる。遺物の包含はない。

**第4トレンチ** 尾根筋に設定。延長30m。標高T.P.88.1m～98.5m。表土直下地山層で、遺物・遺構とも存在しない。

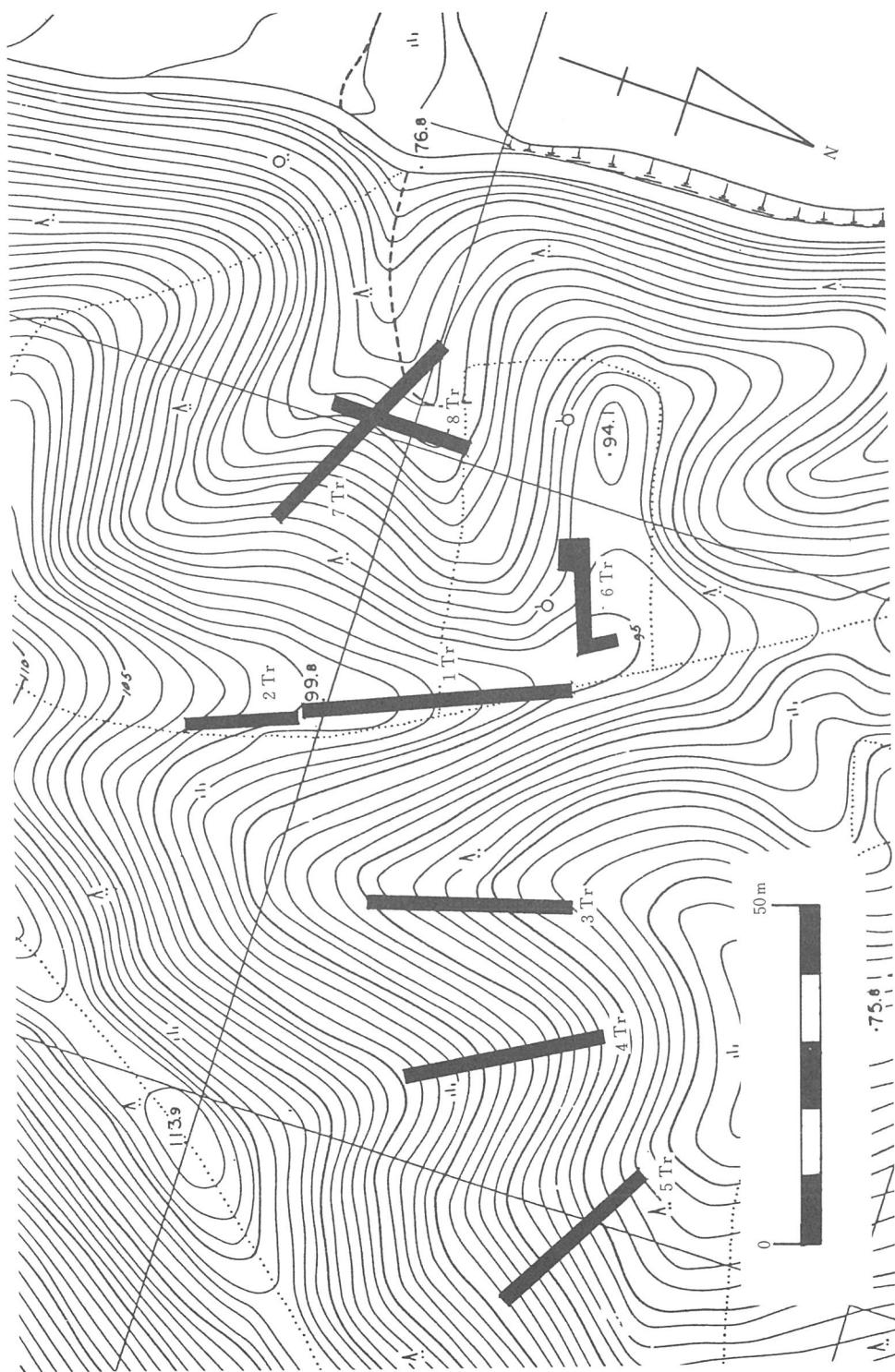
**第5トレンチ** 谷筋に設定。延長30m。標高T.P.81.8m～94.6m。表土直下地山層で、遺物・遺構とも存在しない。

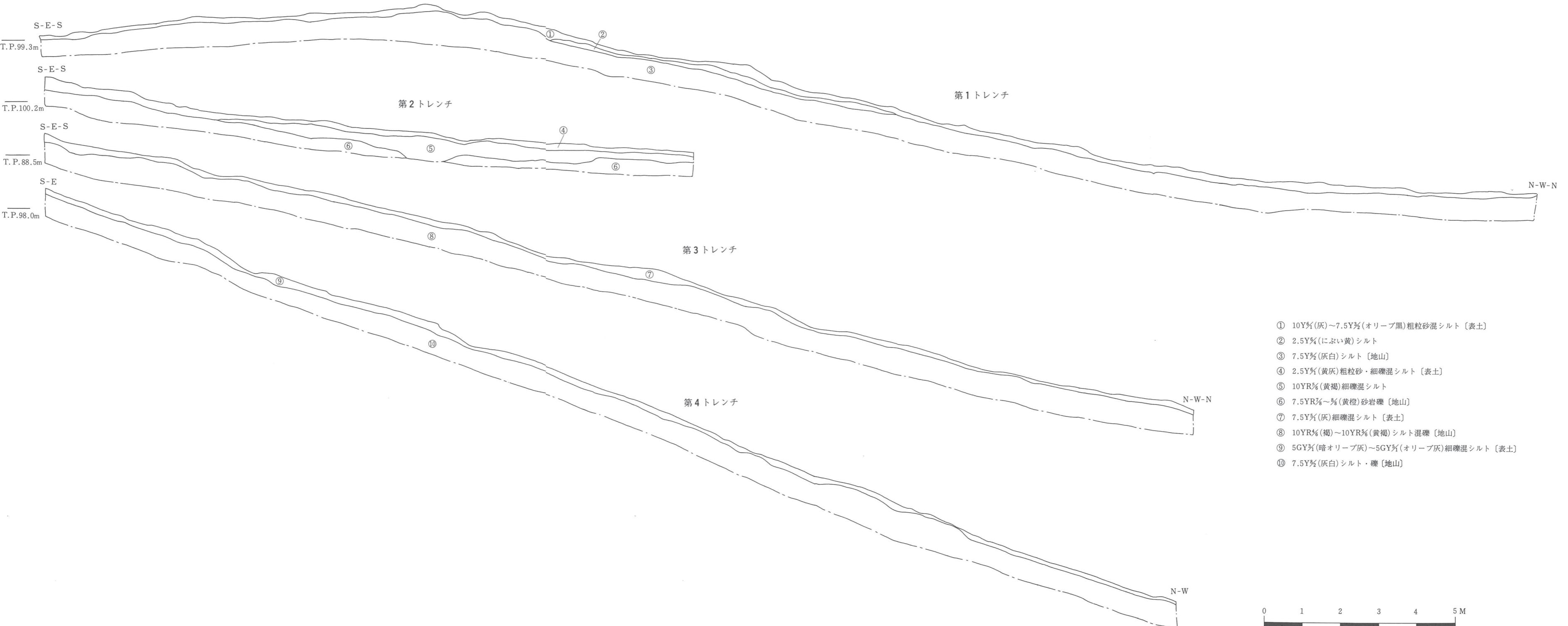
**第6トレンチ** 尾根筋に設定。延長21m。調査範囲の関係でL字形に設定した。標高93.2m～95m。現況が段々畑であったため削平を受けている。表土直下地山層で、遺物・遺構とも存在しない。

**第7トレンチ** 谷筋に設定。延長33.5m。標高T.P.82.4m～87.5m。斜面から、シジミ谷池に向かう平坦に近い部分に設定した。斜面部分は表土下に10YR $\frac{1}{4}$ 細礫混粘質シルトが0.4m～0.7mの厚さで堆積し、平坦部では5Y $\frac{2}{3}$ シルトが堆積している。西端部では現表土下0.2m～0.65mに旧表土（腐触土層）が埋没している。遺構・遺物とも存在しない。

**第8トレンチ** 第7トレンチに直交して設定。延長22m。標高T.P.81.8m～84.3m。尾根の南側斜面から谷底部分にあたる。斜面部分は地山直上に炭を含む5Y $\frac{2}{3}$ 粗粒砂混シルトが堆積し、色調はやや変化するが谷底部分まで続いている。遺物の包含は認められない。

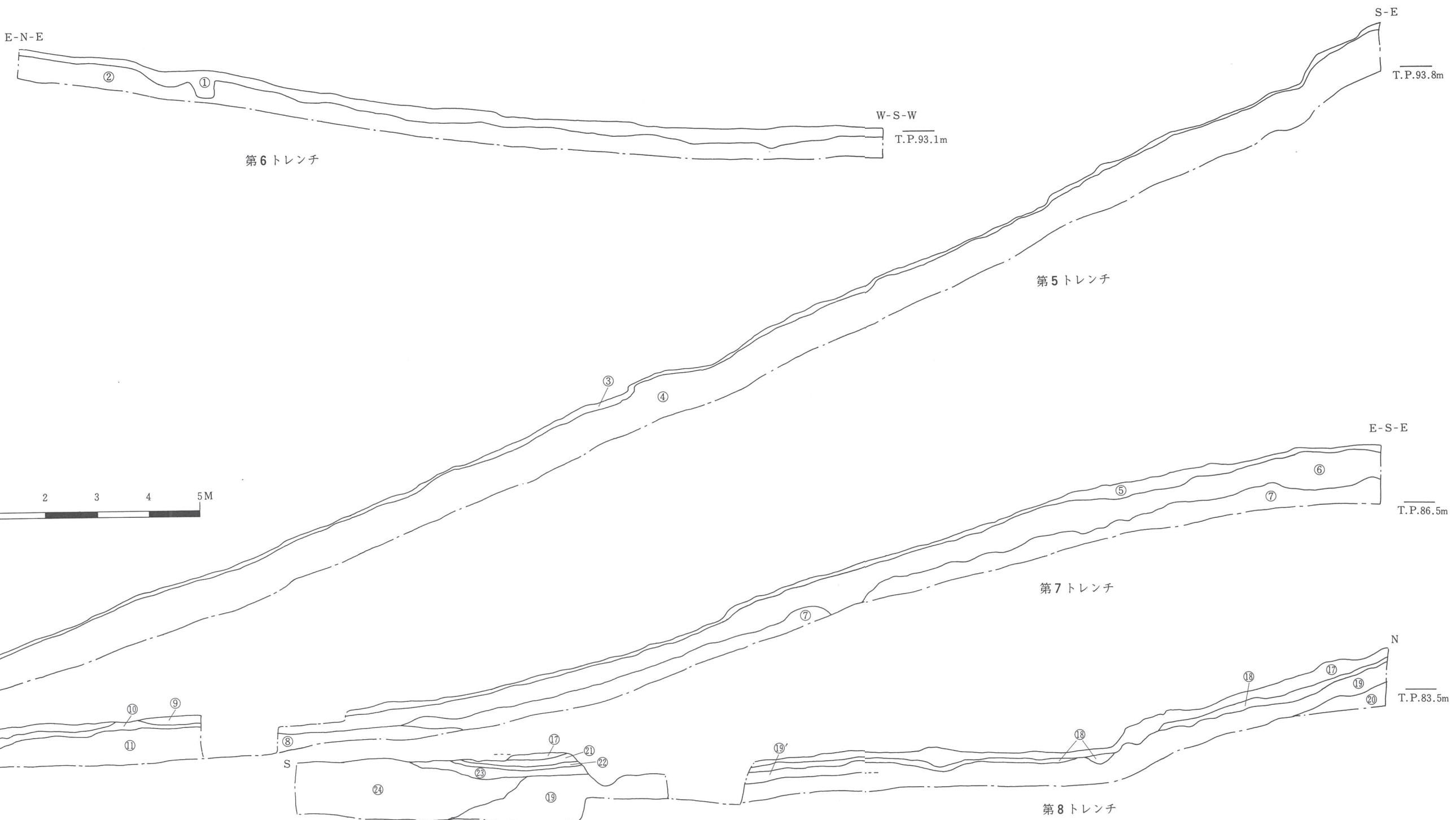
第3図 トレンチ配置図 (1 / 1,000)





第4図 トレンチ断面図(1) 1 / 80

- ① 10YR 4/1(黒褐)粗粒砂・細礫混シルト〔表土〕  
 ② 7.5Y 4/1(灰白)シルト〔地山〕  
 ③ 5GY 4/1(暗オリーブ灰)～4/1(オリーブ灰)細礫混シルト  
 ④ 7.5YR 4/1～4/2(黄橙)細礫混粘質シルト〔地山〕  
 ⑤ 10YR 4/1(褐灰)～4/1(灰白)粗粒砂混シルト〔表土〕  
 ⑥ 10YR 4/1(浅黄橙)細礫混粘質シルト  
 ⑦ 7.5YR 4/1(黄橙)粗粒砂・細礫混シルト  
 ⑧ 7.5YR 4/1(灰白)細礫混シルト〔地山〕  
 ⑨ 10Y 4/1～4/1(灰)粗粒砂混シルト〔表土〕  
 ⑩ 5Y 4/1(淡黄)粗粒砂混シルト  
 ⑪ 5Y 4/1(淡黄)細礫混シルト〔地山〕  
 ⑫ 7.5YR 4/1(黄橙)粗粒砂・細礫混シルト  
 ⑬ 10G 4/1(緑黒)粗粒砂混シルト〔旧表土〕  
 ⑭ 10Y 4/1(灰白)粘質シルト  
 ⑮ 2.5GY 4/1(灰白)粗粒砂混シルト  
 ⑯ 7.5Y 4/1(灰白)シルト〔地山〕  
 ⑰ 10Y 4/1～4/1(灰)粗粒砂混シルト〔表土〕  
 ⑱ 5Y 4/1(淡黄)粗粒砂混シルト  
 ⑲ 5Y 4/1(淡黄)細礫混シルト  
 ⑳' ⑲にMn斑含む  
 ㉑ 10YR 4/1(浅黄橙)粗粒砂・細礫混シルト  
 ㉒ 7.5Y 4/1(淡黄)細礫混シルト  
 ㉓ 10Y 4/1～4/1(灰)細礫混シルト〔旧表土〕  
 ㉔ 7.5Y 4/1(淡黄)細礫混シルト  
 ㉕ 角礫・亜円礫



第5図 トレンチ断面図(2) 1 / 80

## IV. ま　　と　　め

別所遺跡は近畿自動車道和歌山線予定地内の分布調査により発見され、周知された遺跡である。しかし、丘陵地に立地するため周辺にも開発が及ばず、遺跡の性格、範囲等については不明のままの状態であった。

今回の試掘調査では、前章にも記したように8本のトレーナーを設定し、約440m<sup>2</sup>の面積を対象とした調査を実施した。その結果は、尾根部分では表土直下に基盤層が露呈し、谷部分では基盤層上に二次堆積層は存在したものの包含層は認められなかった。従って、近畿自動車道の本線予定地内には遺跡の範囲は及んでいないものと判断できる。

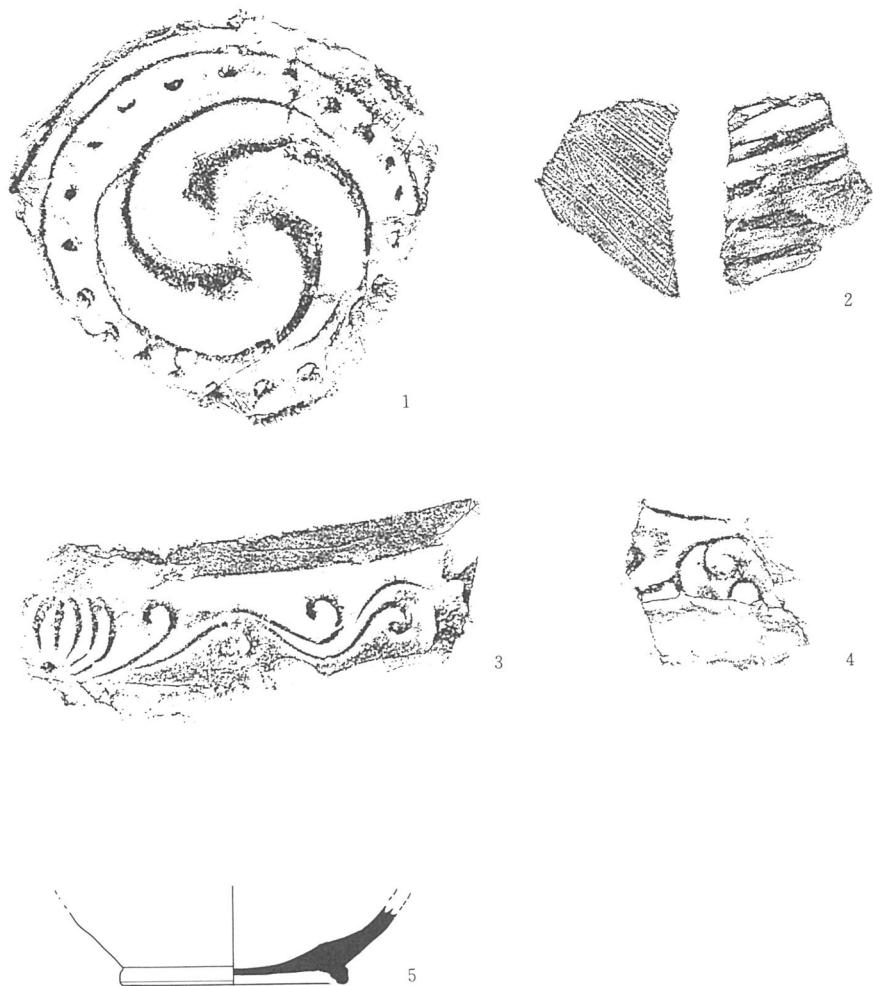
しかし、路線北側にあたる尾根先端部周辺には現在も多数の瓦片が散布し、今回の試掘調査期間中にも表面採集することができた。その資料と藤田正篤氏採集の資料を合わせ、別所遺跡の時期、範囲、性格について考え、本試掘調査報告のまとめとしたい。

**遺跡の時期** 採集された遺物には瓦片（軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦）と土器片（瓦器・須恵質陶器・湊焼）がある。そのうち時期決定の資料となるものは軒瓦と土器である。湊焼までを含めると平安時代から近世初頭までの存続期間を考えることができるが、主体となるのは平安時代後期から鎌倉時代と判断できよう。

**遺跡の範囲** 現在遺物が散布するのは近畿自動車道路線予定地の北側、南から北にのびる尾根先端部分である。本協会の地区割名称で言えば大B-3-9 Dの西半にあたり、約1000m<sup>2</sup>の面積である。標高は70m～78m付近である。散布の中心は尾根東側の斜面であるが、尾根上から転落したものであり、本来は尾根上の比較的平坦な面が遺跡の中心と考えられる。南側の尾根上位には、今回の試掘調査で何らの遺構も検出されていないことからすると、遺跡の範囲はこの尾根先端部分に限られるものと判断できる。大阪府教育委員会が作成した大阪府文化財分布図（昭和52年）における別所遺跡の範囲はこの尾根を含んでおらず、早急に範囲拡大の修正をする必要がある。

尾根は分布調査以前にすでに土取りによって大部分が削り取られているが、遺構・遺物が残されている可能性は十分にあろう。

**遺跡の性格** 採集された遺物、立地から総合して判断すると、別所遺跡は寺院址であった可能性が強い。寺院の存在を示す文献は残っていないが、「別所」の地名が鎌倉時代から存在することもあり、平地に面した尾根先端部に小堂宇を営んでいたものであろう。以後、別所廃寺と称することにしたい。



第6図 別所遺跡採集の遺物 1/2

〈採集遺物について〉

1～4は藤田正篤氏採集の資料。5は今回採集した資料である。1は巴文軒丸瓦で、珠文の数は21～22である。13世紀に属するものと考えられる。泉南地域では他に林昌寺から平安後期頃の巴文軒丸瓦（左巴）が出土している。3・4は軒平瓦で、4は平安時代にさかのぼる可能性がある。2は湊焼の砂片である。外面のタタキは粗く、17世紀代であろう。5は、いわゆる山茶塊で、灰色を呈し胎土は精良である。

# 図 版



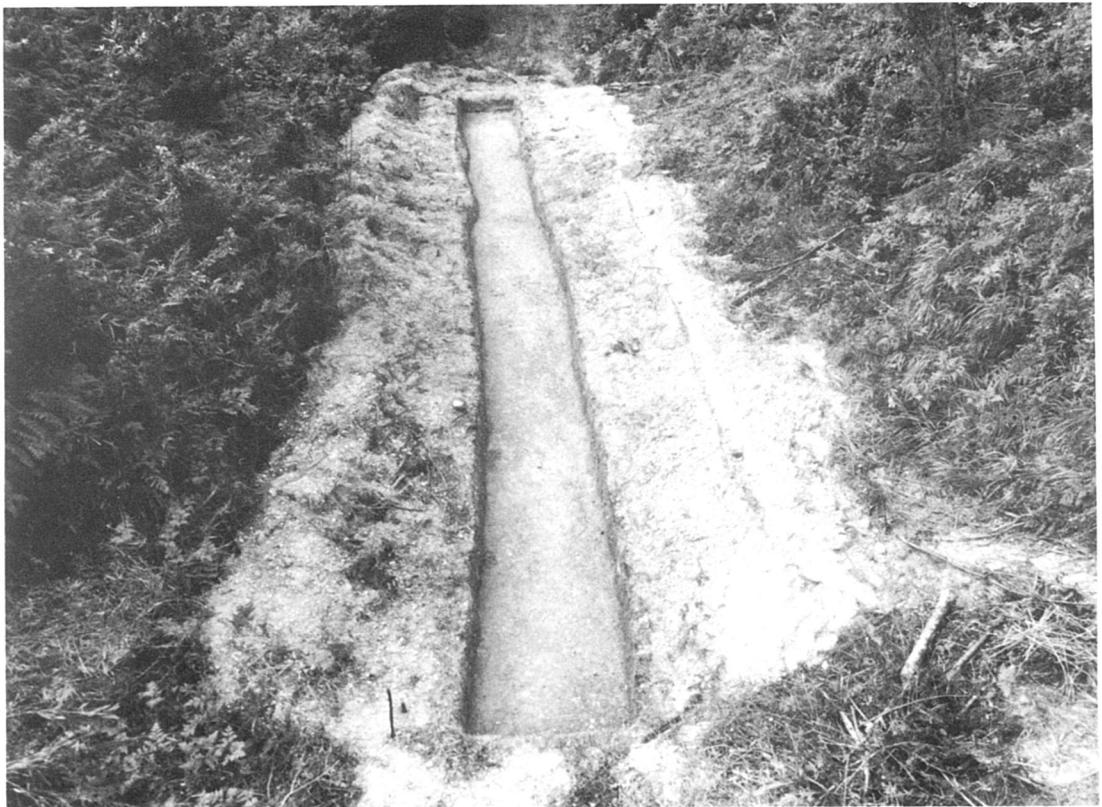
別所遺跡航空写真（1 / 2,000）



a. 別所遺跡遠景（北西から）



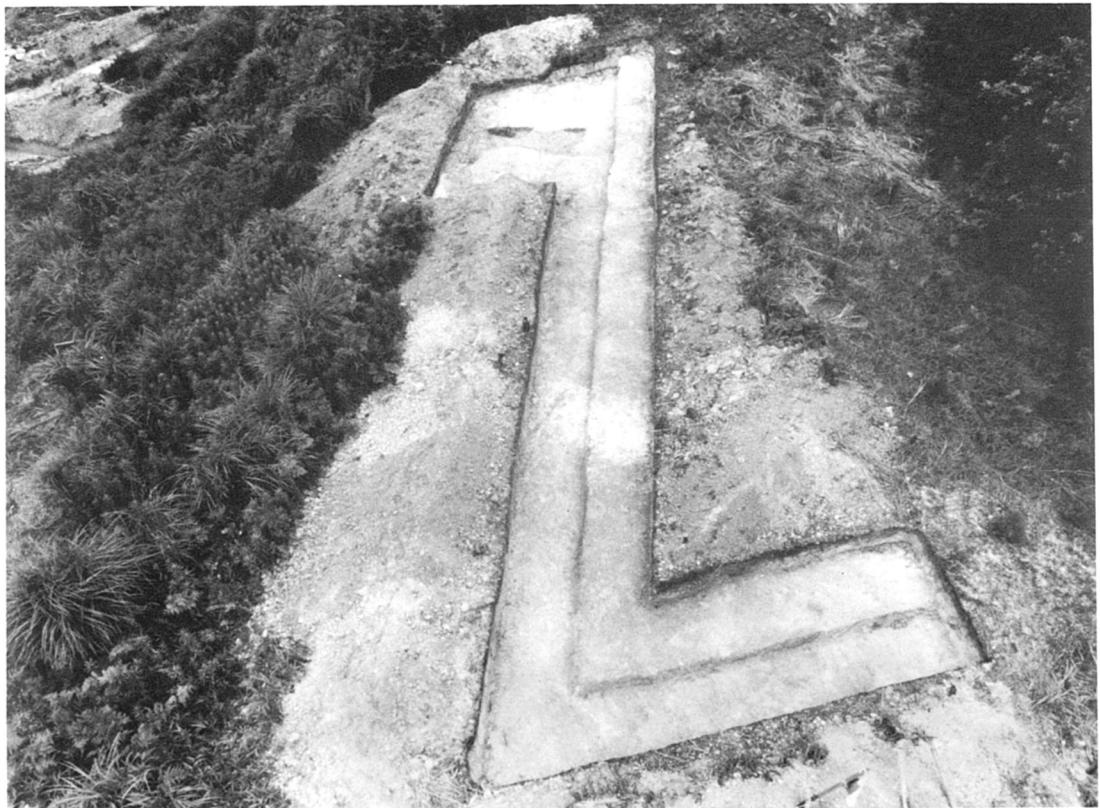
b. 第1、第2トレンチ全景（南南東から）



a. 第3トレンチ全景（南南東から）



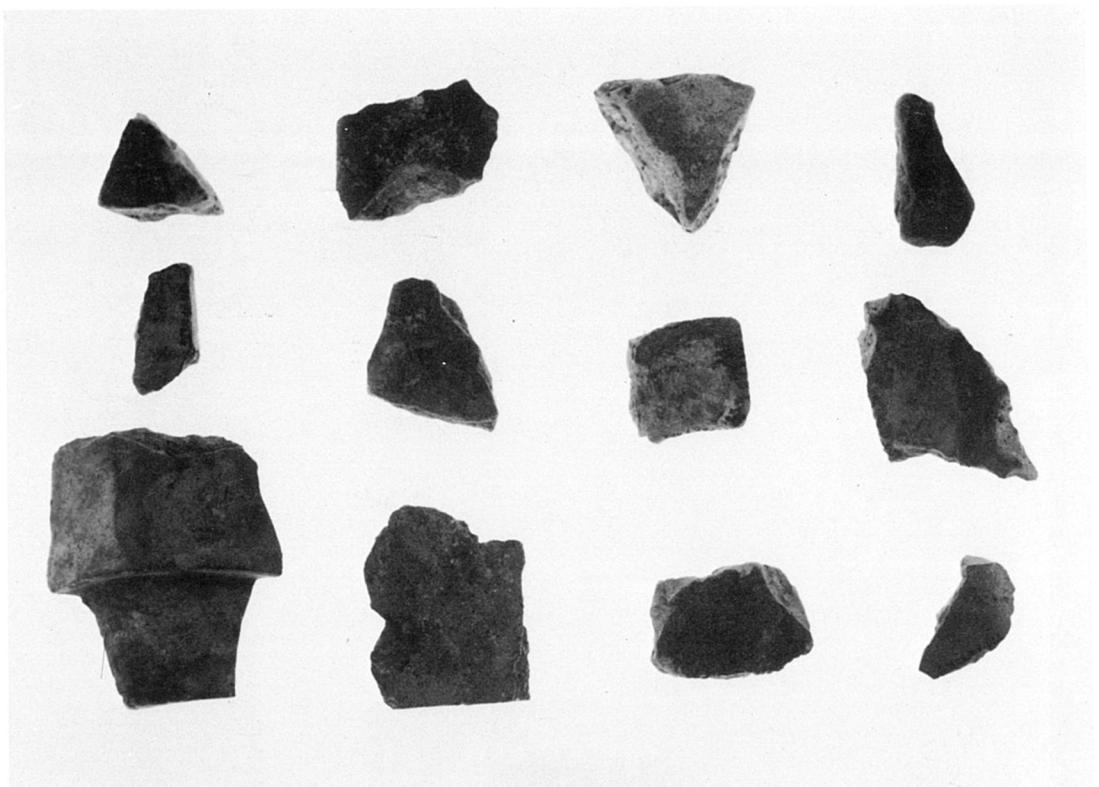
b. 第5トレンチ全景（南東から）



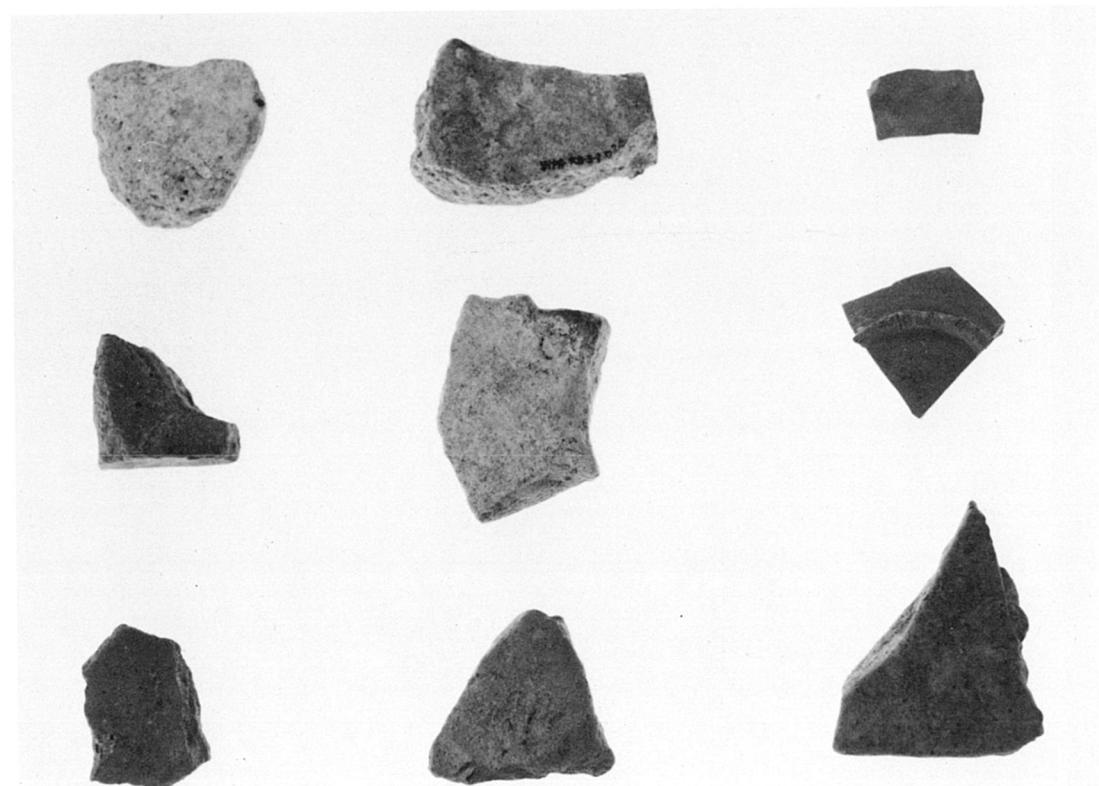
a. 第6トレンチ全景（北東から）



b. 別所遺跡遺物散布地〔別所廃寺〕（南から）



a. 採集遺物（瓦）



b. 採集遺物（瓦、土器）・第2トレンチ検出瓦〔下段右〕

(財) 大阪府埋蔵文化財協会報告 第2輯

近畿自動車道和歌山線建設に伴う

別 所 遺 跡  
—— 試掘調査報告書 ——

昭和60年7月31日発行

編集・発行 財團法人 大阪府埋蔵文化財協会

大阪市東区谷町2丁目36番地 大手前ウサミビル

印 刷 株式会社 中島弘文堂印刷所